

# 工場立地法届出の手引き（概要版）

## ■ 工場立地法のしくみ

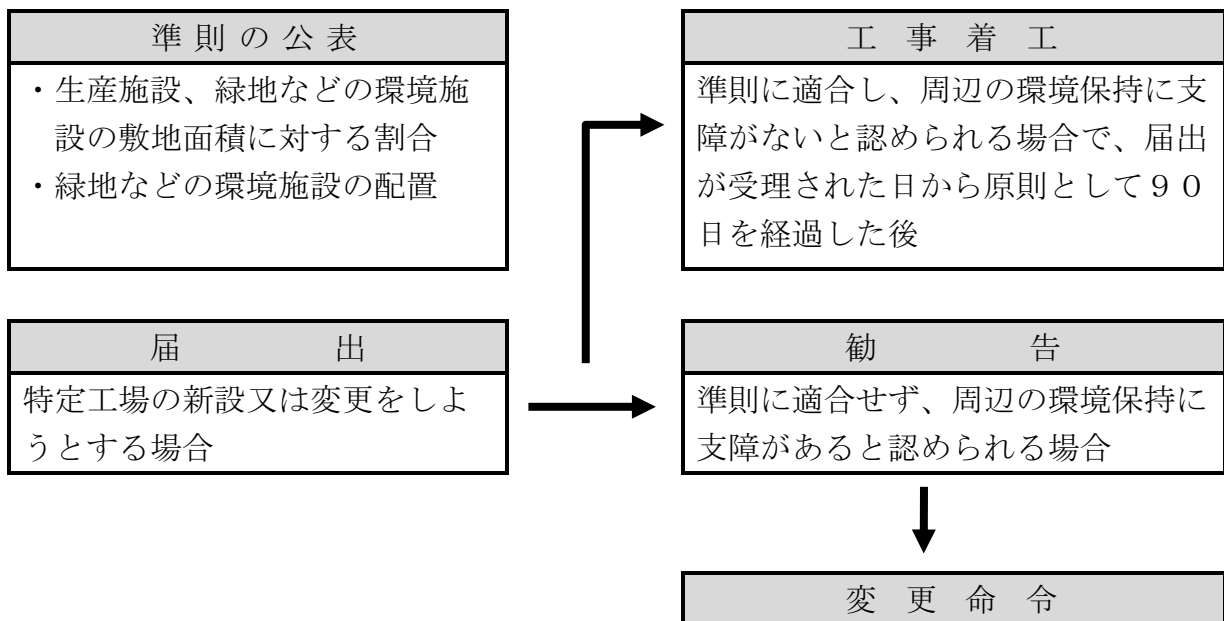
### ◆ 法のねらい

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等、事業者が守るべき基準を定め（準則の公表）、一定規模以上の工場等（特定工場※）を新設又は変更する際に、事前に市町村へ届け出ることを義務付けています。

※「特定工場」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力・地熱発電所・太陽光発電所を除く）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が以下のいずれかに該当するものをいいます。

○敷地面積	9,000 m <sup>2</sup> 以上
○建築物の建築面積の合計	3,000 m <sup>2</sup> 以上

### ◆ 法の骨子



## ■ 届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています（実施制限期間は短縮が認められる場合があります）。

### （１）必要な届出

#### ◆新設の届出（法第6条、施行令第1条、第2条）

特定工場を新設する場合は、届出を要します。

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を要します。

#### ◆変更の届出（法第8条、一部改正法附則第3条）

○既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に下記1～5に係る変更（工場の増設、スクラップ&ビルド等）を行う場合は届出を要します。（一部改正法附則第3条）

1. 製品
2. 敷地面積
3. 建築面積
4. 生産施設面積
5. 緑地及び環境施設の面積並びに配置

○新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を要します。（法第8条）

#### ◆変更の届出を要しない軽微な変更（法第8条、一部改正法附則第3条、施行規則第9条）

- 生産施設、緑地又は環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- 特定工場に係る生産施設の撤去
- 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

#### ◆氏名・名称・住所の変更及び地位の承継（法第12条、第13条）

氏名、名称・住所の変更及び地位の承継が行われた場合も届出を要します。

※法人の場合、代表者の変更は届出を要しません。

## (2) 注意事項

### ◆実施の制限 (法第11条)

届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、原則として工場の新設、又は変更に当たって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等は開始できません。

なお、その内容が相当であると認められるときは、実施制限期間が短縮される場合があります。

### ◆勧告、変更命令 (法第9条、法第10条)

届出に係る事項が、生産施設面積や緑地面積の敷地面積に対する割合等について定めた工場立地に関する準則に適合しない場合等については、届出の日から60日以内に勧告を受けることがあります。

また、勧告に従わない場合は、届出の日から90日以内に変更命令を受けることがあります。

### ◆罰則 (法第16条～第20条)

以下に該当する場合は、懲役を含む罰則が課せられますので、ご注意ください。

- 届出をせず又は虚偽の届出をした場合
- 実施の制限に違反した場合
- 変更命令に違反した場合

## ■ 工場立地に関する準則

### ◆ 生産施設、環境施設の面積率等

#### ○ 新設工場

	摘 要	敷地面積に 対する割合	面積の測り方
生産施設	次のア～オに係る「機械又は装置が設置される建築物」（工場建屋）又は「屋外の機械又は装置などの生産プラント」（屋外プラント） ア・・・製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む） イ・・・電気供給業における発電工程 ウ・・・ガス供給業におけるガス供給工程 エ・・・熱供給業における熱供給工程	業種別に 30～65%	《工場建屋》 建築基準法施行令に定める水平投影面積  《屋外プラント》 水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	緑地 ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設	20% 以上  緑地面積のうち重複緑地等※は1/4以内	《樹林地》 原則として区画の面積  《低木地、芝生地等》 低木又は芝生等で表面が被われている面積
	緑地以外の環境施設 噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与することが特に認められるもの		環境施設のうち敷地面積の15%以上の面積を敷地周辺に設置

※「重複緑地等」とは、①規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地、及び②規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設、のことです（パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地等）。

○ 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）については、緩和措置があります。

## ■ 届出手続き

◆届出工場所在地の各市町村窓口へ提出してください。

届出にお越しの際は、事前に電話連絡をいただきますようお願いいたします。

市町村	担当課室	電 話	所 在 地
尾張地方（名古屋）			
名古屋市	市民経済局産業労働部 産業労働課	052-972-2423 (直通)	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号（本庁舎）
尾張地方（尾張）			
一宮市	経済部経済振興課 産業基盤整備室	0586-28-8982 (直通)	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（本庁舎）
瀬戸市	交流活力部産業課	0561-88-2651 (直通)	〒489-8701 瀬戸市追分町64番地1
春日井市	産業部企業活動支援課	0568-85-6247 (直通)	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44
犬山市	経済環境部産業課	0568-44-0340 (直通)	〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36（本庁舎）
江南市	生活産業部商工観光課	0587-54-1111 (代表)	〒483-8701 江南市赤童子町大堀90
小牧市	地域活性化営業部 企業立地推進課	0568-76-1135 (直通)	〒485-8650 小牧市堀の内3丁目1番地（本庁舎）
稲沢市	経済環境部 企業立地推進課	0587-32-1346 (直通)	〒492-8269 稲沢市稲府町1（本庁舎）
尾張旭市	市民生活部産業課	0561-76-8132 (直通)	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1
岩倉市	建設部企業立地推進室	0587-38-5832 (直通)	〒482-8686 岩倉市栄町1丁目66番地
豊明市	経済建設部 地域活性化推進室	0562-92-8332 (直通)	〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1
日進市	建設経済部産業振興課	0561-73-2196 (直通)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地（北庁舎）
清須市	市民環境部産業課	052-400-2911 (代表)	〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地（本庁舎）
北名古屋市	建設部企業対策課	0568-22-1111 (代表)	〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榊60番地（東庁舎）
長久手市	くらし文化部 たつせがある課	0561-63-1111 (代表)	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
東郷町	経済建設部産業振興課	0561-38-3111 (代表)	〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

豊山町	経済建設部地域振興課	0568-28-2463 (直通)	〒480-0292 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
大口町	まちづくり推進室	0587-95-1614 (代表)	〒480-0144 丹羽郡大口町下小口 7 丁目 155 番地
扶桑町	総務部政策調整課	0587-93-1111 (代表)	〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330
尾張地方 (海部)			
津島市	建設産業部産業振興課	0567-24-1111 (代表)	〒496-8686 津島市立込町 2 丁目 21 番地
愛西市	産業建設部企業誘致課	0567-55-7127 (直通)	〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地
弥富市	開発部商工観光課	0567-65-1111 (代表)	〒490-1405 弥富市神戸三丁目 25 番地 (十四山支所)
あま市	建設産業部産業振興課 企業誘致対策室	052-441-7114 (直通)	〒497-8522 あま市七宝町桂城之堀 1 番地 (七宝庁舎)
大治町	建設部産業環境課	052-444-2711 (代表)	〒490-1192 海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1
蟹江町	政策推進室 ふるさと振興課	0567-95-1111 (代表)	〒497-8601 海部郡蟹江町学戸 3 丁目 1 番地
飛島村	開発部建設課	0567-97-3464 (直通)	〒490-1436 海部郡飛島村竹之郷 3 丁目 1 番地
尾張地方 (知多)			
半田市	市民経済部経済課	0569-84-0638 (直通)	〒475-8666 半田市東洋町 2 丁目 1 番地
常滑市	環境経済部 企業立地推進室	0569-47-6119 (直通)	〒479-8610 常滑市新開町 4 丁目 1 番地
東海市	環境経済部商工労政課	052-603-2211 (代表)	〒476-8601 東海市中央町 1 丁目 1 番地
大府市	産業振興部商工労政課	0562-45-6227 (直通)	〒474-8701 大府市中央町 5 丁目 70 番地
知多市	環境経済部商工振興課	0562-36-2663 (代表)	〒478-8601 知多市緑町 1 番地
阿久比町	建設経済部産業観光課	0569-48-1111 (代表)	〒470-2292 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50
東浦町	生活経済部商工振興課	0562-83-6118 (直通)	〒470-2192 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
南知多町	産業振興課	0569-65-0711 (代表)	〒470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
美浜町	経済環境部産業振興課	0569-82-1111 (代表)	〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

武豊町	生活経済部産業課	0569-72-1111 (代表)	〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地
三河地方（西三河）			
岡崎市	経済振興部商工労政課	0564-23-6287 (直通)	〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地（西庁舎）
碧南市	経済環境部商工課	0566-41-3311 (代表)	〒447-8601 碧南市松本町28
刈谷市	産業環境部商工業振興課	0566-62-1016 (直通)	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
豊田市	産業部ものづくり産業振興課	0565-34-6641 (直通)	〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（西庁舎）
安城市	産業振興部商工課	0566-71-2235 (直通)	〒446-8501 安城市桜町18番23号（北庁舎）
西尾市	産業部企業誘致課	0563-65-2158 (直通)	〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地（本庁舎）
知立市	企画部企画政策課	0566-95-0114 (直通)	〒472-8666 知立市広見3丁目1番地
高浜市	都市政策部企業支援グループ	0566-52-1111 (代表)	〒444-1398 高浜市青木町4丁目1番地2
みよし市	環境経済部産業課	0561-32-8015 (直通)	〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
幸田町	企画部企業立地課	0564-62-1111 (代表)	〒444-0192 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
三河地方（東三河）			
豊橋市	産業部産業政策課	0532-51-2640 (直通)	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（東館）
豊川市	産業部企業立地推進課	0533-89-2287 (直通)	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地（本庁舎）
蒲郡市	都市開発部 企業立地推進課	0533-66-1211 (直通)	〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号
新城市	産業振興部商工政策課	0536-23-7634 (直通)	〒441-1392 新城市字東入船6番地1（本庁舎）
田原市	企画部企業立地推進室	0531-23-3549 (直通)	〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1（南庁舎）
設楽町	企画ダム対策課	0536-62-0514 (直通)	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
東栄町	経済課	0536-76-1812 (直通)	〒449-0214 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
豊根村	商工観光課	0536-85-1311 (代表)	〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地